

平成29年度 財政援助団体等監査結果

1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

財政援助団体監査

- ・農林振興課
- ・子育て支援課

公の施設の指定管理者監査

名 称	位 置	事 業 者 名
富谷市地域活動 支援センター	富谷市富谷桜田 1番7	社会福祉法人 富谷市社会福祉協議会

3 監査の範囲

- ・平成28年度及び平成29年度(平成29年9月末現在)本市からの指定管理に係る事務とする。
- ・平成28年度監査を受けなかった財政援助団体または、平成29年度新設された補助金とする。

4 監査の期間

平成29年10月30日(月)指定管理事業者

平成29年11月 1日(水)農林振興課(定期監査と合わせて実施)

平成29年11月17日(金)子育て支援課(定期監査と合わせて実施)

5 監査項目及び着眼点

財政援助団体について、補助等の対象となっている事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として監査を実施する。

(1) 所管部局関係

- ア 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助(以下「補助金等」という。)の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金交付要綱は適正に整備されているか。
- ウ 財政的援助が既得権益化しているものはないか、また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- エ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- オ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- カ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか、

また補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。

- キ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。
- ク 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ケ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- コ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。

(2) 団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符号するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- オ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

(3) 公の施設の指定管理者監査

ア 所管部局関係

(ア) 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

A 指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。

B 利用料金制を採用せず、指定管理者が使用料等を徴収又は収納している場合、その委託の手続がされ、告示とともに納入義務者の見やすい方法により公表されているか。

C 自主事業の承認は適切か。

(イ) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

A 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について、議会の議決を経ているか。

B その他指定の手続は条例等に基づき適正に行われているか。

C 指定管理者の経営状況に注意を払っているか。

(ウ) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

- (エ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
 - A 管理する施設及び設備等の維持管理の範囲及び仕様、業務の内容は明確になっているか。
 - B 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。その負担区分は合理的か。
 - C 区分経理を明記しているか。
 - D 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。
 - E 個人情報保護に関して必要な措置を講じているか。
 - F 備品の取扱いに関する事項は適切に記載されているか。
 - G 災害・緊急時の対応は明確になっているか。
- (オ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (カ) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (キ) 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (ク) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
- (ケ) 指定管理者制度の採用により、効率的な、管理、運営を図られ、利用促進が働くものとなっているか。
- (コ) 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか、また、採用していない場合は、市民サービスの向上のため利用料金制を採用する余地がないか検討がなされているか。
- (サ) 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。

イ 指定管理者関係

- (ア) 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
 - A 法定点検が必要な施設、設備等は定められた時期に適切に点検が行われているか。また、点検結果で改善すべき事項があった場合に速やかに措置が講じられているか。
- (イ) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
 - A 普通地方公共団体や市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか、特に、協議、承認なく処理しているものはないか。
 - B 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
 - C 管理に関する経費は指定管理者の他の経費と区分されて

- 会計されているか。また、管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりになされているか。
- D 経費の負担区分が指定管理者となっている修繕等を放置先送り等していないか。
- E 事業報告書の提出は期限内になされているか。
- F 事業報告書は適正に作成されているか。(管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等)
- G 使用料を市の収入とする場合、市への納付は適切に行われているか。
- H 経費節減は図られているか。
- I 住民の平等利用は確保されているか。
- J 施設及び設備の維持管理は、仕様書等どおり適切かつ効率的に行われているか。また、施設賠償責任保険の加入及びその内容は適正か。
- K 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。
- L 災害・緊急時の対応は明確になっているか。
- M 協定書等により貸与された物品の管理及び処分は適正になされているか。
- (ウ) 利用料金制を採用せず、指定管理者が使用料等を徴収又は収納している場合、その使用料等を適正に払い込んでいるか。
- (エ) 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。
- (オ) 利用促進ならびに利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- (カ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (キ) 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整理、記帳は適正になされているか。
また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (ク) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。
また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- (ケ) 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。
- (コ) 指定管理者が財政援助団体である場合は、「財政援助団体等監査の着眼点」の「財政援助団体監査」を準用する。

6 監査の方法

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管部署の事務が適正に執行されているかについて、監査項目及び着眼点に基づき、関係書類を確認し、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

7 監査の結果

補助金交付の根拠法令や交付期間及び補助金の効果・成果等について、補助金交付に当たっての事務手続きは概ね良好であり、関係書類は整備されていたことを認める。

今後の補助金交付のあり方については、事業の推移を見ながら補助の継続交付や統廃合を十分に精査し、問題や課題があれば改善する等、補助金が適正で有効かつ効率的に活用されるよう努められたい。

指定管理事業者におかれては、利用者数が定員を下回っているため、地域のニーズを捉え利用促進を図られたい。

また、指定管理者は、他の業務との会計区分を明確にしておくことが求められており、母体である社会福祉法人富谷市社会福祉協議会も含めて、会計処理について調査検討し、次年度からの会計処理に活かされたい。